

各団体会長 様
事務責任者 様

足立区剣道連盟
会長 矢野 和久

令和6年度顕彰者報告依頼の件

◎足立区剣道連盟 令和6年度顕彰者報告依頼の件

今年度の功労のありました方々を足立区剣道連盟「顕彰規程」並びに「顕彰細則」に基づいて、顕彰推薦を受け付けますので、各加盟団体におかれましては本規程ならびに同細則を熟読の上、なにとぞ推薦候補者のご報告をお願い申し上げます。

記

(1)送付物

- イ. 様式1号 顕彰推薦書 1枚
- ロ. 様式2号 顕彰推薦書 1枚

※「様式2号 顕彰推薦書」は連盟理事会用ですが、各団体で推薦候補者があれば記入の上ご提出ください。

※上記「顕彰推薦書」はコピーの上ご使用ください。

(2)「顕彰推薦書」の提出期限と提出先

イ. 提出期限は、令和6年11月30日(土) 期限厳守でお願いします。

ロ. 提出先、理事長 近藤 良基宛て

住所：足立区柳原 1-33-5 ☎ (03) 3882-4862 FAX (03) 3882-5186

またはメールにてお願いします。

メール：y-kondo5186@docomonet.jp

なお、「顕彰規程」、「顕彰細則」、「様式1号 顕彰推薦書」および「様式2号 顕彰推薦書」は足立区剣道連盟ホーム・ページにも掲載しております。

(3)顕彰推薦された者は、新年祝賀会にて披露のみを行う。

以上

足立区剣道連盟顕彰規程

(目的)

第1条 この規程は、足立区剣道連盟（以下「連盟」という）が行う顕彰について必要な事項を定めることを目的とする。

(対象)

第2条 顕彰の対象は、次の各号とする。

- (1) 連盟の役員及び評議員を永年勤続し、連盟の発展に功労のあった者
- (2) 連盟に加盟している団体（以下「加盟団体」という）の役員を永年勤続し剣道の普及、振興に尽力し、その功績が顕著な者
- (3) 連盟の事業に常に積極的に参加し、他の団体の模範となる顕著な功績が有った加盟団体
- (4) 連盟の発展及び運営に顕著な功績があった者
- (5) 東京都以上の規模の大会において、優秀な成績を収めた登録会員及び加盟団体に所属する者
ただし、予選会を経て出場する大会については、最終成績が確定した時点で顕彰の対象とするものとする。
- (6) その他、連盟会長（以下「会長」という）が特に認めた者

(基準日及び受賞資格)

第3条 顕彰の基準日は、毎年10月末日とする。

2. 前条第1号から第3号及び第5号の顕彰対象となる者は、基準日現在において、当該加盟団体に在籍しているものとする。
ただし、前条第1号及び第2号の場合、前年の基準日以降、当該年の基準日前に任期満了等により円満退任した者については、顕彰対象とすることができる。

(対象期間)

第4条 第2条第5号から6号までの顕彰対象期間は、原則として前年11月1日から当該年の10月31日までとする。

ただし、第5号については、その成績により上位大会に出場することとなった場合、当該上位大会の最終日まで対象期間を延ばすことができる。

(期間等の計算)

第5条 期間等の計算は、各々、次の各号の起算日から基準日前日又は退任した日までの期間を計算するものとする。

- (1) 第2条第1号については、当該個人が連盟の役員及び評議員に就任した日
- (2) 第2条第2号については、当該個人が加盟団体の役員に就任した日
この場合、当該加盟団体が連盟に加入する以前まで溯ることができる。
- (3) 第2条第3号については、当該加盟団体が連盟に加盟した日

(顕彰)

第6条 顕彰は、受賞者又は受賞加盟団体に表彰状若しくは感謝状を授与する。又、記念品を贈呈することができる。

(顕彰式)

第7条 顕彰式は、原則として新年祝賀会において披露のみを行う。

(推薦)

第8条 第2条に該当すると認められるものがあるときは、別に定める推薦書により、次の者が会長に推薦するものとする。

- (1) 第2条第1号、第3号、第4号及び第5号のうち連盟を代表でして出場した場合並びに第6号に該当するものは、常任理事会にて推薦する。
- (2) 第2条第2号並びに第5号に該当するものは、加盟団体の長が推薦する。

(受賞者・受賞加盟団体の選考)

第9条 前条第2号で推薦されたものについては、常任理事会にて審査・選考し受賞者又は受賞加盟団体を決定する。

(委任)

第10条 この規定に定めるもののほか必要な事項は顕彰細則にて定め、この規定に定めがない事項については、常任理事会が別に定める。

附則 この規程は、平成27年5月1日から施行する。

足立区剣道連盟顕彰細則

足立剣道連盟（以下「連盟」という）顕彰規程（以下「規程」という）第10条に基付き、規程の施行に必要な事項を顕彰細則（以下「細則」という）に定める。

（顕彰種別）

第1条 規程第2条第1号から第4号に定める顕彰の種別は、次の各号とする。

(1) 特別功勞表彰

規程第2条第1号（連盟の役員及び評議員）のうち、通算20年以上にわたり、その職務に精通している者

(2) 功勞表彰

1) 規程第2条第1号（連盟の役員及び評議員）のうち、通算10年以上にわたり、その職務に精励している者

2) 規程第2条第2号（加盟団体の役員）のうち、通算20年以上にわたり、その職務に精励している者

3) 規程第2条第4号（連盟の発展、運営功績）のうち、50万円以上の金品を連盟に寄付した者

(3) 感謝状

1) 規程第2条第1号（連盟の役員及び評議員）のうち、4年以上在任し円満退任した者

2) 規程第2条第2号（加盟団体の役員）のうち、通算10年以上にわたり、その職務に精励している者

3) 規程第2条第4号（連盟の発展、運営功績）のうち、10万円以上の金品を連盟に寄付した者

(4) 優良団体表彰

規程第2条第3号該当の加盟団体で、連盟加盟10年以上の団体

2. 規程第2条第5号に定める顕彰のうち、一般財団法人全日本剣道連盟（以下「全剣連」という）又は一般財団法人東京都剣道連盟（以下「東剣連」という）が主催又は主管し、最高水準の競技力を競うことを目的として開催される大会に関わる顕彰の種別は次の各号とする。

(1) 栄光賞

世界選手権大会等、世界最高位の競技大会に出場して第3位以内に入賞した者

(2) 栄誉賞

国民体育大会或いは全日本選手権大会等、国内最高位の競技大会に出場して第3位以内に入賞した者

(3) 優秀賞

都民体育大会等、東京都規模以上の競技大会に出場して第3位以内に入賞した者

3. 前項に定める大会以外で、行政機関及び全剣連、東剣連その他の民間の公共機関が主催又は主管し、剣道の普及、振興、親善を目的として開催される大会に関わる顕彰の種別は次の各号とする。

ただし、加盟団体が選考、承認及び推薦した者に限る。

(1) 特別奨励賞

前項第1号及び2号以外の国際規模又は全国規模の大会に出場して第3位以内に入賞した者、又は連盟に顕著な名誉を与えた場合と会長が認めた者

(2) 奨励賞

前項第3号以外の東京都規模以上の大会に入賞した者、又は上記各大会に於いて優秀な成績を収めた者

(褒賞)

第2条 規程に基づき、次の通り授与する。

- (1) 特別功労表彰、功労表彰、感謝状、優良団体表彰は感謝状を授与する。
- (2) 栄光賞、栄誉賞は、30,000円相当の記念品を授与する。
- (3) 優秀賞は、20,000円相当の記念品を授与する。
- (4) 特別奨励賞は、30,000円相当の記念品を授与する。
- (5) 奨励賞は、20,000円相当の記念品を授与する。
- (6) 上記の栄光賞、栄誉賞は個人を表彰の対象とする。優秀賞、特別奨励賞および奨励賞は個人および団体での表彰の対象とし、団体での入賞の場合は、監督および選手一人に各賞の半額相当の記念品を授与する。

(用語の解釈)

第3条 規程第2条第2号及び第5号の用語の解釈は、次の通りとする。

- (1) 「役員」とは、各々の加盟団体の規約等で役員と定めている者をいう
- (2) 「最終成績が確定した時点で顕彰の対象」とは、出場した最上位の大会の成績を顕彰の対象とすることをいう。ただし、規程第4条但し書きの期限以前に開催された最上位の大会で入賞できなかった場合は、直近下位の大会の成績を当該年の顕彰対象とし、最上位大会が同期限の翌日以降に開催される場合は、直近下位の大会と最上位大会を別個の大会として扱うものとする。

(特別推薦)

第4条 規程第2条第6号に定める顕彰については、常任理事会の審議を経て推薦するものとする。

(除外)

第5条 過去に体育功労として、足立区、東京都スポーツ協会、東京都教育委員会及び東京都並びに国の表彰を受けている場合は、規程第2条第1項第1号から第3号までの表彰の対象から除くものとする。ただし、細則第1条第1項第3号

- 1) (退任連盟役員、評議員) の場合はこの限りではない。

(運用)

第6条 細則の運用は次のとおりとする。

- (1) 細則第1条第1項第2号2) (加盟団体役員功労表彰) の候補者及び同条同項第3号2) (加盟団体役員感謝状) の候補者の推薦数は各加盟団体より各々1名とする。ただし、加盟団体の会員数などを考慮し、常任理事会で決定したときは推薦数を増やすことができる。
- (2) 細則第1条第2項において、同一の者が同一顕彰対象期間内に複数入賞した場合は、最高位の成績に対し顕彰するものとする。
- (3) 団体戦の場合は、それぞれ個人として扱うものとする。

附則 この細則は平成27年5月1日から施行する。

(褒賞)

第2条は、内規を本細則規程に明文化し、令和4年4月1日から施行する。

令和6年10月1日一部改正

令和6年10月1日より施行する。

改正点 1. 奨励賞の一部改訂

2. (褒賞) 個人および団体での表彰を明示した。

3. 優秀賞（栄誉賞）対象大会名を明記した。

◎優秀賞（栄誉賞）対象大会一覧表

	大会名	予選・本戦		本 戦		個人 団体区分	備考
		入賞基準	顕 彰	入賞基準	顕 彰		
1	東京都剣道選手権（男女）	3位以内	優秀賞	3位以内	栄誉賞	個人	
2	国民スポーツ大会（二次予選）	3位以内	優秀賞	3位以内	栄誉賞	個人	
3	東京都青年大会	3位以内	優秀賞	3位以内	栄誉賞	団体	
4	スポーツフェスティバル東京（女子）	3位以内	優秀賞	—	—	団体	
5	全日本都道府県対抗大会	3位以内	優秀賞	3位以内	栄誉賞	個人	
6	東京都少年剣道大会	3位以内	優秀賞	—	—	団体	
7	東京都形剣道大会	3位以内	優秀賞	—	—	団体	
8	全日本都道府県対抗少年大会	3位以内	優秀賞	3位以内	栄誉賞	個人	
9	東京スポーツ大会	3位以内	優秀賞	—	—	団体	
10	東京都女子年齢別剣道大会	3位以内	優秀賞	—	—	個人	

【注】 上記大会には連盟推薦にて参加した場合に限定する。（個人での申込大会は除外する。）

足立区剣道連盟 顕彰 推薦 書

提出年月日	平成	年	月	日
常任理事会開催日	年	月	日	出席数
常任理事代表				
会長 (推薦団体の長)				

表示欄に○	顕彰規則条項	顕彰対象
	顕彰規則第2条1・4号	連盟の役員を永年勤続・顕著な功労
	顕彰規則第2条3号	連盟の事業に顕著な功労があった加盟団体
	顕彰規則第2条5号	連盟推薦の大会又はその他大会成績優秀者

対象者	区分	個人氏名	年齢	住所	〒	(団体の場合は事務責任者住所) (電話)
		ふりがな	歳	電話番号		
		団体名 (加盟団体名)				

顕彰内容	<p>※ () 1 特別功労表彰 (連盟の役員及び評議員、通算20年以上)</p> <p>※ () 2 功労表彰 (連盟の役員及び評議員、通算10年以上、又は50万円以上の金品を連盟に寄付した者)</p> <p>※ () 3 感謝状 (連盟の役員及び評議員、4年以上在任し円満退任した者、又は10万円以上金品を連盟に寄付した者)</p> <p>※ () 4 優良団体表彰 (連盟加盟10年以上の団体)</p> <p>※ () 5 大会にて優秀成績者 (顕彰細則、第1条2項1号～3号及び第1条3項1号～2号参照)</p> <p>↑ (1) 該当する「顕彰種別」に○を付す→ (顕彰種別)⇒□栄光賞・□荣誉賞・□優秀賞・□特別奨励賞・□奨励賞</p> <p>(2) 大会名等 (団体戦の場合は、個人として報告する。)</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td>大会名</td> <td>実施日</td> <td>主催名・主管名</td> <td>戦績</td> <td>備考</td> </tr> <tr> <td> </td> <td> </td> <td> </td> <td> </td> <td> </td> </tr> </table>	大会名	実施日	主催名・主管名	戦績	備考					
大会名	実施日	主催名・主管名	戦績	備考							
※該当するもの()に○で記入する。											

推薦の根拠となる功績および特筆事項 (顕彰内容が「1」、「2」、「3」の場合記入する。)	
役職	歴
在任期間	年数
特筆すべき事項	